

令和6年度第2回幕別町男女共同参画審議会議事録

1 開催日時

令和6年10月16日（水）18：30～19：20

2 開催場所

幕別町役場3階 会議室3－A・B

3 出席委員（10名）

大野委員、佐藤委員、山田委員、中山委員、藤原委員、久保委員、青木委員、河原委員、
笹原委員、笹川委員

※欠席なし

4 議題

- (1) 住民アンケート調査結果の概要について
- (2) 国及び北海道における男女共同参画計画の体系について
- (3) 幕別町男女共同参画計画の骨子（案）について

5 事務局出席者

寺田住民生活部長、佐々木住民課長

住民活動支援係：塩飽係長、佐々木主任、尾崎主事補

6 傍聴者

2名

7 議事録

(寺田住民生活部長)

定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第2回幕別町男女共同参画審議会を開催いたします。

はじめに、開催に当たり、大野会長からご挨拶をお願いいたします。

(大野会長)

皆様こんばんは。

本日は、何かとお忙しい中、男女共同参画審議会の会議にお集まりいただきありがとうございます。円滑な審議の進行に努めさせていただきたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

(寺田住民生活部長)

ありがとうございました。

ここから先の議事進行は、大野会長をお願いいたします。

(大野会長)

それでは、次第の3にある議題に沿って、議事を進めます。

はじめに、議題の1、住民アンケート調査結果の概要について、事務局から説明をお願いします。

(塩飽住民活動支援係長)

議題の説明に入る前に、前回、第1回の会議時に藤原委員からご質問をいただいておりますので、第2回会議時にお答えするとしておりましたので、その回答についてご報告いたします。

ご質問の内容は、「幕別町役場の管理的職業従事者、いわゆる管理職に占める女性の割合は」ということでしたので、令和6年4月1日現在の状況を申し上げますが、部長職と課長職を合わせた管理職の数は、教育委員会や議会事務局といった、町長部局とは異なる部局の職員も含めると合計46人で、そのうち女性は、いずれも課長職になりますが、合計10人となっており、割合で言うと21.7%です。

なお、令和5年度までは係長相当職であった保育所長が、令和6年度から、待遇改善によって課長相当職となったことにより、管理職に占める女性の割合は、前年度と比べて11.7ポイント

ト増加しております。回答は以上となりますが、よろしいでしょうか。

(質疑なし)

(塩飽住民活動支援係長)

続いて説明に入る前に、本日の会議資料を確認いたします。事前に郵送でお配りしていますが、A4判、1枚ものの「会議次第」、A4判、4枚綴りの資料1「男女共同参画に関する住民アンケート調査結果 概要」、A3判、片袖折りの資料2「国・北海道・幕別町における男女共同参画計画の体系の比較」、こちらは後ろに、参考として近隣自治体の計画の体系も整理しています。A4判、4枚綴りの資料3「幕別町男女共同参画計画 骨子案」、残りは参考資料となっています。1番目に、少し分厚いですが「男女共同参画に関する住民アンケート 調査結果報告書 速報版」と、前回の会議時にもお配りしていますが、参考資料2として「幕別町附属機関設置条例」、3として「幕別町男女共同参画審議会規則」、最後に参考資料4「幕別町男女共同参画審議会委員名簿」となっておりますが、資料の不足はございませんでしょうか。不足がある場合は、事務局からお持ちしますので挙手をお願いします。

(1) 住民アンケート調査結果の概要について

(塩飽住民活動支援係長)

それでは、住民アンケート調査結果の概要について、資料1に沿ってご説明します。

男女共同参画に関するアンケートについては、住民向けと事業所向けに実施したところですが、本日の会議では、回答の集計やグラフ化が完了している、住民アンケートについて、調査結果の概要をご報告いたします。

1ページの「1 調査概要」の囲みの中ですが、調査目的は、男女共同参画計画の策定にあたって、町民の意識や実態と把握し、計画に反映させることとしています。

次の「調査設計」ですが、調査対象は18歳以上の町民1,000人として、無作為に抽出しました。この1,000人に対して、7月下旬にアンケート調査票を郵送し、回答は8月末を期限として、郵送による調査票の返送か、インターネット上での回答を選択できるようにしており、結果、回収した数は288人分、回収率は28.8%でした。

調査項目は、囲みの中、下の3行に記載しているように、大きく7つの項目で構成されており、設問数は25になりますが、この概要版においては、設問の中でも、特に男女共同参画の意識や、男女平等の実態など、男女共同参画社会の実現に向けた課題になりうるような、特徴的

な結果を抜粋しています。

なお、お配りした参考資料 1「アンケート調査結果報告書 速報版」にすべての設問の集計結果を記載していることに加えて、調査に用いたアンケート帳票についても報告書の最後に添付していますので、後ほどご確認ください。

次に「2 回答者の属性」ですが、まず一つ目の性別については、女性が57.3%と、若干ですが男性より多かったという結果です。また、どちらともいえない、回答したくない、と無回答が1件ずつ含まれていました。

年代については、40歳代と50歳代がそれぞれ2割程度と比較的高い比率となりました。居住地については、元々の人口割合が大きいため、札内地区で最も回答数が多かった状況です。

残りの項目、結婚歴では既婚者が全体の3分の2程度、共働き世帯が約7割となっており、職業等の状況としては、合計70%以上が常勤の勤め人や、パート・アルバイト、自営業など、何らかの職業についている人でした。

ページをめくっていただいて、2 ページの「3 主な調査結果」に入ります。

(1) 問 7 は、「男は仕事、女は家庭」という考え方をどう思いますかという、性別による役割分担意識に関する設問となっており、この考え方を肯定的または否定的、どちらにとらえているかということを、男女別に集計しています。

グラフ中、一番左の少し濃いグレーと薄いグレーのバーは、それぞれ「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」という、性別による役割分担を肯定的にとらえている人を示しており、そこから右側の白いバーと濃いグレーのバーは、否定的にとらえている人を示しています。

この設問については、男女で回答の比率に目立った差は見られず、女性でも男性でも、否定的にとらえている人が合わせて70%以上と多数を占めており、全体的には、性別による役割分担意識は比較的薄いと言えるかと思いますが、肯定的にとらえている人も2割近くいることから、そうした意識はまだ根強く残っているものと考えられます。

また、肯定的な人、否定的な人にそれぞれ「なぜそう思うのか」という質問をしていますが、特に肯定側の回答には、明らかな男女差が見られまして、特に男性では「家庭内の役割をはっきりさせる方が、仕事も家庭もうまくいくから」という回答が女性よりも明らかに多かったことから、男女で役割分担意識の強さに違いがあるものと思われました。

続いて、3 ページの(2) 問 8 は、家庭における家事・子育て・介護の役割分担をどう考えるか、という質問であり、これに対しては、「男女とも同じように行うのがよい」、または「どちらでも手のあいている方が行えばよい」という、男女で分担する考えを持つ人が、女性でも男性でも8割程度と大多数となっていました。

しかし、現実はこの考えと相反する状況になっており、次の4ページの(3)問9をご覧ください。ただきたいのですが、こちらは「家庭における役割分担の状況」を示している図でありまして、例えば一番上の「掃除・洗濯」で説明しますと、女性では「主に自分が担当」していることを示す、少し濃いグレーのバーが76.1%あるのに対して、男性では12.0%しかない、つまり役割分担に大きな偏りがあることが見て取れます。

同様に、「食事の支度」、「食事の後片付け」、「家計の管理」、「家族の看護・介護」、「子育て」については、「自分の担当」としているのは女性が明らかに男性より多く、反対に「主たる収入」は、男性が主に担当しているということが分かりました。

1ページ前の問8で見たように、多くの人が、家事・子育て・介護は男女で分担して行うのが良いと考えているのですが、実際には、問9の結果のように、役割分担の状況には明らかに性別による偏りがあるのが現状と言えます。

続いて5ページに移りまして、(4)問13は、地域活動への参加の状況について、男女で違いがあるかどうかを問う設問になっており、グラフ中の一番左から、少し濃いグレーは「男性が多い」、薄いグレーは「男女で同じくらい」、白いバーは「女性が多い」ことをそれぞれ示しています。

結果としましては、一番上の「町内会などの地域活動」、その下の「地域の防災・防犯活動」、下から二番目の「政治や行政に関する活動」については、男性が参加していることが多かったのに対して、上から三番目の「PTAや学校行事など子どもに関する活動」、その下の「高齢者、障がい者などに関する福祉活動」については、女性の参加が多いということが分かりました。

この結果から、地域における意思決定などの場に参加しているのは主に男性で、女性は子育てや介護に関係する活動を担当していることが多い、という状況がうかがえました。

ページをめくっていただいて6ページ、(5)問15は「職場における男女平等」について、採用や昇進、人事などの項目が男女で平等になっているかどうかを問う設問になっており、グラフの一番左、少し濃いグレー、薄いグレーはそれぞれ「男性が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」といった「男性優遇」を示しており、その右の白いバーは「男女で平等」になっていること、さらに右の濃いグレーと斜線のバーは「女性優遇」であることを示しています。

グラフ全体をざっと眺めていただけると分かりますが、基本的にいずれの項目でも「女性優遇」の比率は5%までいかないか、最高でも10%程度となっていました。

「男女で平等」が高い比率となっている項目も多いのですが、女性に比べると「男性優遇」の比率が明らかに大きく、特に「昇進」と「人事配置」については、特に男性が優遇されてい

る傾向が見られたことから、職場において、女性の地位は男性よりも低い状況にあると思われました。

また、ページの下半分にある(6)問19では、「女性を管理職に登用する際、障害になることが想定される要因」を尋ねていますが、男女ともに第1位は「家事・子育て・介護などにおける家族の支援が十分でないこと」となっており、その次に「長時間労働の改善が十分でないこと」や「子育て・介護との支援などの公的サービスが十分でないこと」とする回答が多くなっていました。

一方、その下の次点については、女性では「上司・同僚・部下や顧客が女性管理職を希望しないこと」だったのに対して、男性では「女性自身が管理職になることを希望しないこと」となっており、女性と男性で、認識に違いがあることも分かりました。

続いて7ページ、(7)問20は少し設問の目線が変わりますが、ドメスティック・バイオレンス、いわゆるDVの被害や相談を受けた経験に関する設問となっておりまして、男女ともに3分の2くらいの人が「テレビや新聞などで問題になっていることは知っている」と回答したことから、DVに関する認知度は比較的高いものと思われました。

一方、被害や相談を受けた経験、という点については男女で違いがありまして、これは、女性から男性というよりは、男性から女性へのDVが圧倒的に多いので当然ではありますが、男性では被害や相談を受けた経験がある人はほとんどいませんでしたが、女性では全体の1割程度の人が、DVの被害や相談を経験していることが分かりました。

続いて、アンケート調査結果概要はこれで最後になりますが、(8)問23は「男女共同参画の推進にはどのようなことが必要と思うか」という設問になっておりまして、男女ともに「職場で男女問わず能力や考え方を尊重すること」が65%程度と最も高い比率になっていました。

また、女性では家庭内の役割分担を進めることが半数以上となっていたほか、ワーク・ライフ・バランスの是正が必要、とする回答が男女とも高い比率になっていたことも特徴的でした。

男女共同参画計画の策定にあたっては、ここまでにご説明したアンケートの結果も踏まえて、解決していくべき課題を整理していきたいと考えています。

議題(1)の説明は、以上です。

(大野会長)

ただ今の説明につきまして、何か質問やご意見はございませんか。

(藤原委員)

アンケート結果を男女別で分けてありますが、年代別で集計していくことは考えているのでしょうか。

（塩飽住民活動支援係長）

庁内の組織で構成している作業部会にも、本アンケート結果を共有しておりますが、そのやりとりの中で、設問によっては年代別の集計をしたほうがよいという意見も上がってきていますので、速報版として集計したのは男女別のみですが、最終的な報告書については、適宜、年代別に集計していきたいと考えております。

（佐々木住民課長）

この設問は年代別に集計したほうがよい等ご意見がありましたら、後日でもかまいませんのでご連絡いただきたいと思います。

（藤原委員）

管理職登用の障害の要因ですとか職場に関するような設問については、年代別の集計をみたいなと思います。

（佐々木住民課長）

ありがとうございます。集計等情報がまとまりましたら、随時事務局から資料を提供いたしますので、ご確認のうえ、ご意見等いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

（大野会長）

私からもお聞きしたいのですが、このアンケートの設問について、何か参考にした市町村はあるのでしょうか。

そして、全国で同じものがあるのだしたら、幕別町らしさがある設問についてお聞きしたいです。

（塩飽住民活動支援係長）

一つ目の参考にした自治体はあるのかについては、第1回目の審議会時にお話ししましたが、計画をすでに策定している自治体は多数ありますので、管内の近隣市町村や、本州のほうの自治体のアンケートをいくつか参考にしながら作成いたしました。

二つ目の本町らしい設問といたしましては、性の多様性に関する設問かと思えます。

本町として、今年度中にパートナーシップ制度を導入していきたいと考えておりますので、そこにつながるような設問を作成しております。

例えば設問の22、23については性の多様性に関する設問になっており本町の特色のある設問かと考えております。

（大野会長）

その他にご質問やご意見はありませんか。

なければ、議題の1につきますとは、これで終了といたします。

（2） 国及び北海道における男女共同参画計画の体系について

（大野会長）

次に議題の2、国及び北海道における男女共同参画計画の体系について、事務局から説明をお願いします。

（塩飽住民活動支援係長）

A 3 横の資料2に沿って、国と北海道の男女共同参画計画の体系について、概要をご説明するとともに、現在検討している本町の計画と比較いたします。

資料の作りですが、左から国、北海道、そして幕別町の計画について、その位置づけや計画期間といった概要をそれぞれ記載し、その下に各計画の体系、つまり目標や施策の基本的な方向性をどのように定めているかを整理しております。

まず、一番左にある国の計画の位置づけについては、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な施策として、男女共同参画社会基本法に基づいて策定しているもので、令和2年12月に第5次の計画を閣議決定しており、その中で、令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」を定めています。

国の計画の体系については、Ⅰ～Ⅲの3つの政策領域で構成されており、各領域の下に、重点的に取り組む11の個別分野を設定しております。

下に記載している国計画の体系をご覧ください。

1つ目の政策領域は、「あらゆる分野における女性の参画拡大」となっており、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、また「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」、そして「地域」もしくは「科学技術・学術」における男女共同参画の推進という4つの個別分

野が設定されています。

2つ目の政策領域は、「安全・安心な暮らしの実現」となっており、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」のほか、男女共同参画の視点からみた「貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」や、「生涯を通じた健康支援」、「防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進」といった4分野で構成されています。

3つ目の政策領域は、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」となっており、男女共同参画に関する「各種制度等の整備」、また「教育、メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進」や、「国際的な協調及び貢献」といった3分野が設定されています。

次に真ん中の北海道の計画ですが、男女共同参画に関する法律や北海道の条例に基づく基本計画としての位置づけに加え、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく推進計画として、平成30年3月に第3次の計画を策定しており、計画期間は令和9年度までの10年間となっています。

その体系については、Ⅰ～Ⅲの3つの基本目標を定めて、各目標の下に、関連する施策の基本方向を設定していますが、北海道の計画における「基本目標」は、先にご説明した国計画の「政策領域」におおむね対応する形となっています。

下に記載している北海道計画の体系をご覧くださいまして、例えば1つ目の基本目標である「男女平等参画の実現に向けた意識の変革」については、左にある国計画の政策領域Ⅲに含まれている分野に関連する内容を、施策の基本方向として設定しています。

次に、基本目標Ⅱ「男女が共に活躍できる環境づくり」における施策の基本方向は、国計画の政策領域Ⅰで取り組む分野に対応しており、政治、経済、社会といった分野で男女がともに個々の能力を十分発揮し、活躍できるような環境づくりを推進することとしています。

続いて基本目標Ⅲ「安心して暮らせる社会の実現」については、国計画の政策領域Ⅱで取り組む分野に対応しており、施策の基本方向1ではDVやセクハラなど、主として女性に対する暴力の根絶を掲げているほか、基本方向2では貧困に直面している人や高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備を目指す、などとしています。

ここまでご説明したように、北海道の計画では、国の計画で定めている基本的な方向性から逸脱しない形で体系を整理しており、本町の計画についても、原則として国や北海道の計画と同じ方向を向いた形で策定する方針です。

本町の計画についてご説明する前に、A3判資料の2枚目をご覧くださいまして、ここには参考として、近隣自治体の計画の体系を記載しておりますが、いずれも3つ、もしくは4つの基本目標と、その下に施策の基本方向や方向性を設定しています。

下半分にある計画の体系から分かるように、いずれの自治体でも、細かな施策の方向性については自治体ごとの差異があるものの、基本目標については、端的に表現すると、大きく「男女共同参画に関する意識の改革」、「男女ともに活躍できる環境づくり」、そして「安心して暮らせる社会づくり」の3つとなっており、国や北海道の計画と齟齬のないように設定されています。

資料の1枚目に戻っていただきまして、一番右にある幕別町の計画についてですが、位置づけとしては、男女共同参画社会基本法に規定する市町村計画として、今年度末までに策定するものであり、計画期間は令和7年度～16年度の10年間としますが、男女共同参画に関する社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを検討するものとします。

また、計画の体系については下にある表のとおりで、基本目標としては、1つ目が「男女共同参画の実現に向けた意識の改革」、2つ目が「男女がともに活躍できる環境づくり」、そして「安心して暮らせる社会の実現」にしたいと考えています。

各基本目標の下に設定する施策の基本方向についても、先にご説明した国や道の計画で謳われている内容を超えない範囲内において、地域の実態や目指す姿を盛り込んだ形で計画を策定することとしており、基本目標ごとに3～5の基本方向を定める考えです。

なお本町の計画は、現在、計画書の大まかな構成を整理した、いわば計画の骨格となる骨子案を作成した段階となっております、その内容については次の議題(3)でご説明したいと思えます。

議題(2)の説明は、以上です。

(大野会長)

ただ今の説明につきまして、何か質問やご意見はございませんか。

(質疑なし)

(大野会長)

なければ、議題の2につきましては、これで終了といたします。

(3) 幕別町男女共同参画計画の骨子(案)について

(大野会長)

次に議題の3、幕別町男女共同参画計画の骨子案について、事務局から説明をお願いします。

（塩飽住民活動支援係長）

資料３の「幕別町男女共同参画計画骨子（案）」をご覧ください。

先ほど申し上げたように、骨子は、計画の基本的な構成や目標、施策の方向性を整理した、計画の骨格となるものであり、まずは表紙の裏にある目次を見ていただきたいのですが、この目次をもとに、計画の構成について概要をご説明します。

まず第１章では、計画策定の趣旨や男女共同参画に関わる国や北海道の動向、計画の位置づけや計画期間といった、計画策定の基本的な考え方を整理します。

次に第２章では、男女共同参画を取り巻く現状と課題ということで、先にご説明したアンケート調査の結果を中心として、男女共同参画に関連する既存の資料も参考にしつつ、男女共同参画社会の実現に向け、町として取り組んでいく施策の方向性につながるような形で、課題を抽出・整理します。

次に第３章では、第２章で整理した課題の解決を図り、男女共同参画社会を実現するための基本的な目標を定めます。

次に第４章では、第３章で定めた基本目標について、各目標の達成に結び付くような男女共同参画関連施策の基本的な方向性を定め、体系化します。

最後に第５章では、策定した計画の推進体制や、進捗管理といった事項を整理します。

各章の内容について、次の１ページからご説明します。

まず第１章、１つ目の「計画策定の趣旨」ですが、本町における男女共同参画社会の実現に向けて、施策や事業を推進するために策定すること、また、男女共同参画に関する社会情勢の変化を踏まえ、計画策定の趣旨を定めることとしています。

次の「２ 男女共同参画をめぐる動向」については、男女共同参画に関連する国内外の動きや、北海道内の動きについて、近年の情勢や国および北海道の計画の概要を中心に整理することとしています。

次の「３ 計画の位置づけ」としては、本町の計画は男女共同参画社会基本法第14条第３項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」、いわゆる法律上の努力義務とされている、市町村版の男女共同参画計画であり、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針となる旨を記載しています。

また、策定にあたっては国や道の計画を踏まえつつ、本町の総合計画や、関連する計画との整合性を図りながら、この審議会での審議も含めてですが、住民意見を取り入れていくこととしています。

第1章、4つ目の「計画期間」については、10年計画としつつ、社会情勢の変化も踏まえ、必要に応じて見直しを検討することとしています。

2ページに移りまして、第2章では本町の男女共同参画に関する現状と課題を整理することとしており、この骨子の中では、本日の議題(1)でご説明した住民アンケートの結果から明らかになった現状をベースにしながら、第3章で定める基本目標につながる形で課題を列記しています。

まず1つ目の「男女共同参画に関する意識」については、「男は仕事、女は家庭」といったような、固定的な性別役割分担意識が依然として残っていること、また、家庭内の役割分担の実態としても、家事・子育て・介護は女性が主に担当しており、働いて収入を得るのは主に男性の担当、といった現状にあることを挙げ、こうした役割分担等に関する意識の改革が課題になっていることを記載しています。

2つ目の「すべての人が活躍できる社会環境」については、意思決定の場における女性の参画が乏しいことや、職場内の地位は男性が優遇されていることなど、政治・経済分野において、男女ともに活躍できる環境を整えることが課題になっていることを説明しています。

3つ目の「女性に対する暴力」については、本町のアンケートにおいても、一部の女性から、DVの被害や相談を受けた経験があるとの回答を得ており、このような暴力を根絶することが課題となることを示しています。

次の3ページ「第3章 基本目標」では、第2章で説明した現状と課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた基本目標を定めることとしており、本町の計画としては、議題(2)の説明の中でも申し上げましたとおり、基本目標Ⅰとして「男女共同参画の実現に向けた意識の改革」、Ⅱとして「男女がともに活躍できる環境づくり」、Ⅲとして「安心して暮らせる社会の実現」を掲げたいと考えています。

続いて4ページの「第4章 計画の基本方向と基本施策」ですが、第3章で定めた基本目標ごとに、各目標の達成に向けた基本的な方向性と、具体的な施策を整理することとしています。

この骨子の中で、次の5ページにあるように、施策の方向性および想定される基本施策を体系化していますが、より実効性のある計画となるよう、今後、各基本方向に関連する事業を行っている担当課に対して調査を行うなどして、具体的な施策や事業を整理していく予定です。

4ページに戻っていただいて、まず基本目標Ⅰに関連する施策の基本方向については、男女共同参画に関する啓発や教育を推進するとともに、多様な性の尊重に関する認識共有を図るなど、男女共同参画に関わる意識の改革に取り組むこととして、①男女共同参画への意識の向上、②男女平等の視点に立った教育の推進、③性を尊重する認識の浸透、という3つの方向性を挙

げています。

次に基本目標Ⅱの基本方向については、方針の立案・決定過程における女性の参画促進のほか、地域社会や経済分野における女性の活躍推進につながる環境づくりに取り組むこととして、①政策・方針決定過程における女性の参画促進、②男女がともに働くための環境整備、③就労における男女共同参画の促進、④就業機会の確保、⑤地域社会における男女共同参画の促進、という5つの方向性を挙げています。

最後に基本目標Ⅲの基本方向については、女性に対する暴力の根絶や、貧困を抱える人や高齢者への支援など、安心して暮らせる社会の実現に向けた取組として、①男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶、②みんなが安心して暮らせる環境の整備、③生涯にわたる健康づくりの推進、という3つの方向性を挙げています。

5ページには基本目標、基本方向、基本施策を体系的に整理した図を示していますが、これはあくまでも現時点で想定している体系となっており、特に基本方向や基本施策については、審議会の委員の皆様からの提言や、今後、庁内の関係課に対して実施を予定している事業調査の結果等に基づいて、適宜、再整理していくこととなります。

最後に6ページの「第5章 計画の推進管理」については、「1 計画の推進体制」として、庁内の推進体制を明確化することと合わせて、この審議会を基本に、住民からの意見を取り入れられるような体制を整えることとしており、「2 計画の進捗管理」では、施策の進捗管理方法を定める旨を記載しています。

今後は、骨子を基本にしながら、男女共同参画に関連する資料整理やアンケート調査結果の分析、関係課に対する事業調査などを通して、各章の肉付けを行い、計画の素案を作成していく予定となっていますので、委員の皆様におかれましては、特に施策の基本方向や具体的な施策について、修正が必要な箇所や過不足がないか、といったような視点で、忌憚のないご意見をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

議題(3)の説明は、以上です。

(大野会長)

ただ今の説明につきまして、何か質問やご意見はございませんか。

(質疑なし)

(大野会長)

なければ、議題の3につきましては、これで終了といたします。

(4) その他

(大野会長)

最後に、議題4のその他について、事務局から説明をお願いします。

(塩飽住民活動支援係長)

次回開催日程についてご説明いたします。

事務局としましては、次回、第3回審議会は、令和6年11月下旬を予定しておりまして、具体的な日程については、11月27日を第1候補として、委員の皆様のご都合がよろしければ、本日と同様の時刻で開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

(複数意見あり)

(塩飽住民活動支援係長)

では、後日改めて事務局から候補日を示しますので、出席可能な日程を回答していただき、なるべく多くの委員の皆様が出席可能な日程で開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(大野会長)

全体を通して、委員の皆様から何かございますか。

(質疑なし)

(大野会長)

それでは、次回の会議は後日調整ということで、よろしくお願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。お疲れ様でした。